

議案第9号

大野市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

令和6年1月26日提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正等に伴い、  
所要の改正を行うため

議案第 号

大野市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

令和6年 月 日提出

大野市長 石山志保

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正等に伴い、  
所要の改正を行うため

大野市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

大野市母子家庭等医療費の助成に関する条例（昭和53年条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 母子家庭 次のアからクまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護している家庭又は母がいない、若しくは母が児童を監護しない場合において、当該児童の父及び母以外の者が当該児童を養育する(当該児童と同居してこれを監護し、かつ、生計を維持することをいう。)家庭をいう。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 父が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項又は第10条の2の規定による命令(母の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 母子家庭 次のアからクまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護している家庭又は母がいない、若しくは母が児童を監護しない場合において、当該児童の父及び母以外の者が当該児童を養育する(当該児童と同居してこれを監護し、かつ、生計を維持することをいう。)家庭をいう。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 父が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(母の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童</p>

<p>キ・ク (略)</p> <p>(3) 父子家庭 次のアからキまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護している家庭をいう。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項又は<u>第10条の2</u>の規定による命令(父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童</p> <p>キ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p><u>キ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p>	<p>キ・ク (略)</p> <p>(3) 父子家庭 次のアからキまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護している家庭をいう。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定による命令(父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童</p> <p>キ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(6)～(9) (略)</p>
--	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。